

建設工事（建築・土木等）に係る分離分割発注に関する事務の取扱について

目的と課題

建設工事における分離分割発注については、本市としては現在既に実施しているところであるが、景気の低迷や行政改革などの影響により仕事量の減少している昨今の状況を見ると、本市登録業者（特に中小零細業者）に対する受注機会の拡大を図る上からいっても、分離分割発注については可能な限り前向きに推進して行くことが望ましいと考える。

しかしながら、反面事務量及び経費の増大を招き事務の簡素化合理化等に逆行する事となり、その整合性についての検討が重大な課題であると考ええる。

そこで、以下に建築工事と土木工事とに区分して取扱を示すが、分割発注については、工事の内容規模などにより異なるので、ケースバイケースで対処すべき分割の目安として示す。

1 分離分割発注の定義

(1) 分離発注

分離発注とは、専門業種又は専門工種に分けて発注する方法で、例えばあるひとつの工事をその工事の各種構成部分に分離して技術的専門分野に分業的に発注するものをいう。

(2) 分割発注

分割発注とは、同一業種又は同一工種を分けて発注する方法で、例えば同一敷地内に複数の建物を建設するような場合、その棟ごとに分割して発注するか、土木工事の場合いくつかに工区を切って発注するものをいう。

2 新增改築工事及び新設改良工事における分離分割発注について

(1) 新增改築工事（建築関係）

新增改築工事における分離分割発注については原則として別表Ⅰの工事区分（工種）により発注する。ただし、分離することにより施工、工期に支障を生じる場合は包含工事として発注する。

(2) 新設改良工事（土木関係）

新設改良工事における分離分割発注については原則として別表Ⅱの工事区分（工種）により発注する。ただし、分離することにより施工、工期に支障を生じる場合は包含工事として発注する。

3 補修工事における分離分割発注について

補修工事については、工事の内容、規模などにより単一工種でも施工可能である場合に分離発注する。

(1) 建築関係

別表Ⅰにより発注する。

(2) 土木関係

別表Ⅲの工事区分（工種）により発注する。

附 則

この取扱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この取扱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この取扱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱は、平成 2 2 年 5 月 1 2 日から施行する。

附 則

この取扱は、平成 2 5 年 6 月 1 日から施行する。

別表 I 新增改築工事（建築関係）

工事区分（工種）		摘 要
1	建築（主体）工事	棟ごとの分割を原則とする。ただし倉庫等の付属建物は包含する。
2	電気工事	設計金額 1 3 0 万円未満は建築工事に包含する。
3	管工事	同 上
4	空調工事	設計金額 1 3 0 万円未満は管工事に包含する。
5	ガス工事	管工事に包含する。
6	機械工事	設計金額 1 3 0 万円未満は建築工事に包含する。ただし、建築工事に付随するエレベーター設置工事については設計金額の多少にかかわらず建築工事に包含する。
7	浄化槽設置工事	5 0 人槽以下の浄化槽工事は管工事に包含する。
8	外構工事	建物周辺の整備は包含する。ただし、運動場等明確に工事区分が切り離せるものは分離し土木工事として発注する。
9	解体工事	原則、分離発注とする。ただし、全体事業スケジュールに支障が生じる場合は建築工事に包含する。
10	植栽工事	設計金額 1 3 0 万円未満は建築工事又は外構工事に包含する。

（注） 1

・ 分離発注の設計金額の根拠（建築関係）

設計金額	根 拠
1 3 0 万円	豊橋市契約規則第 5 2 条に定める随意契約の限度額 1 3 0 万円を基準とした。

（注） 2

・ 5 0 人槽の根拠（浄化槽設置工事）

小規模合併処理浄化槽の上限 5 0 人槽を基準とした。

別表Ⅱ 新設改良工事（土木関係）

工事発注は下表の工事区分ごととし、主な工事名を示す。分離発注は土木一式工事において摘要欄の金額により専門業種を分離する。分割発注は業種ごとの工事量及び格付けごとの業者数を勘案することを原則とし、摘要欄の金額等を目安とする。

業 種		工事区分（工 種）		摘 要
1	土木一式工事	道 路	道路改良工事	<ul style="list-style-type: none"> 設計金額500万円以上の専門業種が含まれる場合は分離。（道路付属物及びそれに準ずるものに限る） 標準工期が確保できない場合は分割。
			路面排水工事	<ul style="list-style-type: none"> 分割は設計金額500万円から3,000万円。
		河 川	河川改良工事 流域貯留浸透施設整備工事	<ul style="list-style-type: none"> 設計金額500万円以上の専門業種が含まれる場合は分離。（付属構造物及びそれに準ずるものに限る。） 標準工期が確保できない場合は分割。
			水路改良工事 大雨浸水対策工事	<ul style="list-style-type: none"> 設計金額500万円以上の専門業種が含まれる場合は分離。（付属構造物及びそれに準ずるものに限る。） 分割は設計金額500万円から3,000万円。
		橋 梁	橋梁改築工事	同 上
		そ の 他	管渠改良工事 公共下水道等築造工事 ため池等整備工事 海岸保全施設整備工事	<ul style="list-style-type: none"> 設計金額500万円以上の専門業種が含まれる場合は分離。（付属構造物及びそれに準ずるものに限る。） 標準工期が確保できない場合は分割。
2	ほ装工事	舗 装	舗装新設工事 舗装改良工事	<ul style="list-style-type: none"> 分割は設計金額500万円から3,000万円。

3	造園工事	造園	植栽工事	・分割は設計金額100万円から1,000万円。
4	電気工事	電気	道路照明灯設置工事 公園照明灯設置工事	・分割は設計金額300万円から2,000万円。
5	とび・土工・コンクリート工事	交通安全施設	防護柵設置工事 道路反射鏡設置工事	同上

別表Ⅲ 土木関係補修工事

工事発注は表の工事区分ごととし、主な工事名を示す。分割発注は業種ごとの工事量及び格付けごとの業者数を勘案することを原則とし、摘要欄の金額を目安とする。

業種		工事区分 (工種)		摘要
1	土木一式工事	道路	道路修繕工事 路面復旧工事	設計金額2,000万円以下に分割。
		交通安全施設	交通安全施設改良修繕工事	同上
		橋梁	橋梁修繕工事	同上
		河川	維持整備工事	同上
		農業排水	農業排水修繕工事	同上
2	舗装工事	舗装	舗装修繕工事	同上
3	塗装工事	塗装	区画線設置工事 交差点等安全カラー標示工事	同上

(注)

・分離発注の設計金額の根拠(土木関係)

設計金額	根拠
500万円	建設業法にいう建設業の許可を要しない軽微な工事の金額を基準とした。